

独立行政法人国立科学博物館 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法 に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、女性がより活躍できる雇用環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日の5年間とする。

2. 内 容

目標1 所定外労働時間の削減の取組を実施する。

<対 策>

令和8年4月～

- ① 毎週水曜日のノー残業デーの周知・徹底を継続し、所定外労働時間の削減に努める。また、各部署の管理監督者に対しても、所属職員の所定外労働時間の削減に努めるよう周知・徹底する。
- ② 会議については、原則として勤務時間外に行わないよう努める。
- ③ 職員の所定外労働時間及び休日労働時間の年平均時間を前年度よりも縮減させることを目標とする。

目標2 年5日以上の子次有給休暇を全職員が確実に取得するための取組を実施する。

<対 策>

令和8年4月～

- ① 年末年始、ゴールデンウィーク、夏季等の連続休暇時においては、公的な会議等を開催しないよう促し、年次有給休暇が取得しやすい環境づくりを推進する。
- ② 子どもの入学式、卒業式等の学校行事等及び職員自身またはその家族の記念日等における年次有給休暇の取得促進を図る。
- ③ 管理職が部下の年休取得状況を把握することが出来るよう、定期的（7月、10月、1月）に部署別の年次有給休暇の取得状況を周知する。

目標3 育児休業・育児に関する休暇の取得促進及び子育て支援に関わる制度の利用促進のための取組を実施する。

<対 策>

令和8年4月～

- ① 育児休業及び子育て支援に関わる制度の利用促進に向けて更なる周知を図り、計画期間中における女性職員の育児休業取得率80%以上、男性職員の育児休業取得率60%以上を目標とする。

- ② 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした職員に対して、育児休業等の制度について個別に説明する。
- ③ 育児の際に利用可能な制度をまとめた資料等を定期的に周知するなど、利用可能な制度の更なる周知に取り組む。また、男性職員が利用できる制度についても周知を行い、男女を問わず育児休業等の取得促進のための取組を実施する。

目標 4 育児休業からの円滑な復帰及び仕事と子育ての両立を実現するための取組を推進する。

<対 策>

令和8年4月～

- ① 育児休業中の職員に対して、電子メールを活用し、職場復帰に向けて必要となる情報や業務の現況等に関する情報を提供する。
- ② テレワークや時差出勤を推進し、働く時間と場所の柔軟化を図る等、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない職員も含めた、職員全般を対象とした多様な労働条件の整備に取り組む。

目標 5 管理職に占める女性割合の向上を図るための取組を実施する。

<対 策>

令和8年4月～

管理職に占める女性の割合を20%以上とすることを目指して次の取組を行う。

- ① 管理職を対象にワーク・ライフ・バランス、ダイバーシティマネジメント及び女性活躍推進に関する意識啓発のための研修を実施する。
- ② 管理職手前の職位を対象としたキャリア意識の熟成、管理職養成等を目的とした研修を実施する。
- ③ 本人と上司で面談することにより、職員一人一人が中長期的なキャリアイメージを持てるようにする。